

農地制度が変わります！

- 平成21年6月24日、「農地法等の一部を改正する法律」が公布されました。21年中には、「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等が施行され、新たな農地制度がスタートします。
- 新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、②農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

改正のポイントは…

農地を貸したいんだけど…

農地の貸借規制が緩和されます！

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます（一定の要件を満たす必要があります）。

農地の借り受け者の範囲

（改正前）		（改正後に追加）	
農作業 常時 従業者	農業 生産法人	農作業 常時従業者 以外の個人	農業生産 法人以外の 法人

- 市町村等が農地所有者から委任を受け代理して担い手に貸付等を行う事業が新設されます。



耕作しないっていると…

遊休農地に対する指導が強化されます！

- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。



許可なく転用してしまうと…

違反転用に対する罰則が強化されます！

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されます。
- 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されます。



事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

農地を相続する場合は…

農業委員会への届出が必要になります！

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になります。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることになります。
- 耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができるようになります。



詳しくは、広野町農業委員会 ☎ 27-4163 へお問い合わせください。

平社会保険事務所

平成21年10月1日から、国民年金保険料収納業務および免除等勸奨業務を、民間事業者に委託しています

受託事業者

株式会社オリエントコーポレーション
（本社：東京都千代田区麹町5丁目2番地1 ☎0120-217-736）

事業内容

電話、文書、戸別訪問による国民年金保険料未納者への保険料の納付督促及び保険料免除等申請手続きの勧奨業務

注意事項

- 戸別訪問での対応について
顔写真入りの「納付督促員証明書」を提示します。
- 「社会保険庁から、国民年金保険料の収納業務を委託されている、株式会社オリエントコーポレーションの〇〇です。」と名乗ります。
- 国民年金保険料をお預かりするのは、納付書をお持ちの場合に限られています。納付書をお持ちでない場合に、現金を受け取り、受領書を発行することはありません。

個人情報の取扱について

- 委託を受けた民間事業者が、勤務先の会社名等を聞いたり、預

金口座番号を聞いたりする等、個人情報をお尋ねすることはありません。

- 国民年金保険料納付のご案内をする民間事業者の担当者氏名は、社会保険庁に登録されます。
- 民間事業者に提供する個人情報は、納付督促を行ううえで必要となる国民年金保険料の未納者情報に限定しており、さらに取扱事業者に対しては「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）」や社会保険庁独自の取扱規定、本事業に係る委託契約書等で、目的外使用や閲覧、漏洩、複写等を禁じるなど厳格な安全措置を講じています。

※不審な電話がありましたら、最寄りの社会保険事務所へご連絡をお願いいたします。

平社会保険事務所（国民年金担当課）
☎0246-23-5617
*社会保険庁ホームページ
<http://www.sia.go.jp/>

年末調整や確定申告には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を

国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

福島地方務局

12月4日から10日は「人権週間」です

法務省および全国人権擁護委員連合会は「人権デー」と定められた12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権擁護委員が特設人権相談所を開設します。

12月7日は広野町役場にて、午前10時から午後3時まで特設相談所が開設されます。

相談は無料で、秘密は固く守られます。困りごとや悩みごとなど、お気軽にご相談ください。

●開催時間

午前10時から午後3時

●相談所開設一覧

開設月日	開設場所
12月3日(木)	浪江町役場
12月4日(金)	楢葉町保健福祉会館
12月6日(日)	いわき市文化センター
12月7日(月)	広野町役場
12月7日(月)	双葉町役場
12月8日(火)	富岡町文化交流センター
12月8日(火)	大熊町公民館

福島地方務局人権擁護課
☎024-534-1994